

地盤情報の収集と利活用に関する特記仕様書

受注者は、地盤情報「ボーリング柱状図(PDF 形式及び XML 形式)及び土質試験結果一覧表(PDF 形式及び XML 形式)」を「一般財団法人国土地盤情報センター」の検定を受けた上で、「国土地盤情報データベース」に登録しなければならない。受注者は、地盤情報の公開の可否について、国土交通省電子納品運用ガイドライン【地質・土質調査編】に基づき、事前協議における発注者の指示に従って成果品データに「公開可否コード」(ここでは、「公開可」を「利用可」、「公開不可」を「利用不可」と読み替えるものとする。)を記入した上で、検定の申込を行うこととする。

なお、検定に要する費用は、直接経費に「国土地盤情報データベース検定費」として計上し、諸経费率算定の対象額としない。

また、受注者は、納品の際に、一般財団法人国土地盤情報センターから受領した検定証明書を発注者に対して提出し、成果が検定済みであることを報告することとする。